

新型コロナウイルス感染症対策PCR検査費用助成金について

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、**やむを得ず**県外との往来を行う方へPCR検査の自費検査分を助成することにより、住民の日常生活を営む上での不安解消と感染拡大防止を図ることを目的とします。

1. 対象者

- ① 県外に住所を有しており、町内の実家等（**四親等以内**）へ**やむを得ず**帰省することを目的に検査を受検した方
- ② 町内に住所を有しており、**やむを得ず**県外に滞在後に町内へ帰宅を目的に検査を受検した方

※やむを得ずとは、介護、看病等、どうしても県外との往来を必要とする場合のことを指します。（**通勤、通学、仕事による往来は除きます。**）

2. 助成額

- 自費検査として受検したPCR検査費用の1/2の額（上限額15,000円/回）※証明書料は含みません。
（例）23,100円/回のPCR検査を受検した場合は、11,000円/回を助成します。（助成額は、千円未満切り捨て）



3. 期間

- 令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

4. その他

- ① 助成回数については、2回/人までとします。
- ② 抗原検査は対象外とします。
- ③ 簡易キット使用の唾液検査を含みます。



5. 手続きについて

- PCR検査を期間内に受けたことが分かる書類・メール等を保管してください。
- 詳細については、次のページをご確認ください。（担当）総務課：66-3112



新型コロナウイルス感染症対策PCR検査費用助成金の手続きについて

- 対象の方が自費によりPCR検査を受検した後、医療機関等に料金を支払った方に対して、申請（請求）書類を審査し、支給します。対象の考え方やご不明な点がございましたら、総務課までご連絡ください。

1. 申請（請求）方法

- この助成金は、紙による申請（請求）の他に「とっとり電子申請サービス」によるインターネットからの申請（請求）が可能です。
- インターネットからの申請（請求）の場合は、下記のリンク先または右側のQRコードから申請（請求）することができます。
https://s-kantan.jp/town-nanbu-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3584
- 紙の申請（請求）書は、総務課、町民生活課（法勝寺庁舎・天萬庁舎）または健康管理センターすこやか窓口にて配布します。
- ※ 18歳未満の方がPCR検査を受検された場合は、保護者の方により申請（請求）していただきます。

申請（請求）書
ダウンロード



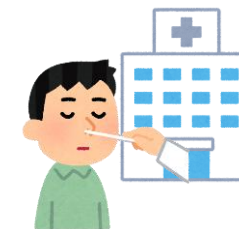
2. 申請（請求）期限

- 申請（請求）は、原則、PCR検査を受検した「月」の翌月末までが申請（請求）期限です。
- ※ 3月に受検した場合は、3月31日までに申請（請求）が必要です。
- （例）検査日が8月24日の場合は、9月30日までが申請（請求）期限となります。



3. 提出が必要な書類

- ① 南部町PCR検査費用助成金交付申請書兼請求書（インターネットによる申請（請求）の場合は、提出不要）
- ② PCR検査を受検したことが分かる書類等（受検者氏名、検査日、料金が分かるもの、メール等）
- ③ 振込先口座が分かる通帳等の写し（町に口座登録がある場合は、提出不要）
- ④ 町内在住者が県外に滞在し、県外から町内へ帰宅者の場合、滞在地を確認できる書類等（宿泊先の領収書等）



4. 書類等の提出先

- インターネットによる申請（請求）の場合は、全てインターネット上で手続きが可能となりますので、窓口に来ていただく必要はありません。
- 紙による申請（請求）の場合は、総務課、町民生活課（法勝寺庁舎・天萬庁舎）または健康管理センターすこやか窓口にご提出ください。

（担当）総務課：66-3112

助成対象者の考え方について

- この助成金は、南部町内における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として助成するものであるため、南部町へやむを得ず帰省する方または帰省した方及び帰宅する方または帰宅した方を対象とします。

対象

- ① 県外に住民票のある方が、町内の実家等（父母、祖父母等）へやむを得ず帰省することを目的に検査を受検した方
- ② 県外に住民票のある方が、町内の実家等（父母、祖父母等）へやむを得ず帰省した後に検査を受検した方
- ③ 町内に住民票のある方が、やむを得ず県外に滞在し、町内へ帰宅することを目的に検査を受検した方
- ④ 町内に住民票のある方が、やむを得ず県外に滞在し、町内へ帰宅した後に検査を受検した方

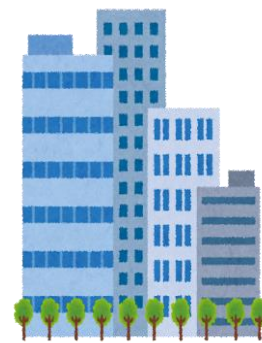
（例）①②については、県外在住の子が町内へ帰省すること等を想定しています。

③④については、県外出身の配偶者が県外へ帰省すること等を想定しています。

- ① 県外から町内へ帰省前の検査（県外⇒南部町）
- ③ 県外から町内へ帰宅前の検査（南部町⇒県外⇒南部町）



- ② 県外から町内へ帰省後の検査（県外⇒南部町）
- ④ 県外から町内へ帰宅後の検査（南部町⇒県外⇒南部町）



助成対象外の考え方について

- この助成金は、南部町内における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として助成するものであるため、南部町から県外へ帰宅する方または帰宅した方及び出発する方または出発した方は対象外とします。

対象外

- ① 県外に住民票のある方が、町内の実家等（父母、祖父母等）へやむを得ず帰省した後、県外へ帰宅することを目的に検査を受検した方
 - ② 県外に住民票のある方が、町内の実家等（父母、祖父母等）へやむを得ず帰省した後、県外へ帰宅した後に検査を受検した方
 - ③ 町内に住民票のある方が、やむを得ず県外に滞在するために、県外へ出発することを目的に検査を受検した方
 - ④ 町内に住民票のある方が、やむを得ず県外に滞在するために、県外へ出発した後に検査を受検した方
- （例）①②については、県外在住の子が町内から県外へ帰宅すること等を想定しています。
③④については、県外出身の配偶者が県外へ出発すること等を想定しています。

- ① 町内から県外へ帰宅前の検査（南部町⇒県外）
- ③ 町内から県外へ出発前の検査（南部町⇒県外）



- ② 町内から県外へ帰宅後の検査（南部町⇒県外）
- ④ 町内から県外へ出発後の検査（南部町⇒県外）

